

令和5（2023）年5月吉日

会員各位

一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
代表理事 竹田保

【ご確認のお願い】定款変更について

この度、日本筋ジストロフィー協会では、定款の変更について、以下の通り会員総会（2023/6/17開催）の議案として検討いたします。ご確認のうえ、総会のご出席または議決権行使書にて、賛否のご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主な変更の目的

・非営利法人としての認定

これまでの定款には、「剰余金の分配を行わない」という記載がなく、非営利法人としての認定（協会運営の効率化、経費削減のサービス利用）を受けられない事象がありました。今回、47条の2項として追記します。

・個人情報保護

44条3項の、50条の情報公開規程にまとめ、個人情報保護の観点から「一般閲覧」表記を削除します。

※次ページ以降、太い線で囲ってある項目が、内容に関わる変更点です。

定款変更には、全会員の3分の2の同意が必要です。

協会運営の効率化、経費削減、適正化のため、「議決権行使書」の確実なご返信に、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

| 条 | 項 | 変更前 | 変更案 | 変更の趣旨・目的 |
|----|---|---|---|--|
| 1 | | 当法人は、一般社団法人日本筋ジストロフィー協会と称し、英文では <u>The Japan Muscular Dystrophy Association</u> (略称、JMDA) と表示する。 | 当法人は、一般社団法人日本筋ジストロフィー協会と称し、英文では <u>Japan Muscular Dystrophy Association</u> (略称、JMDA) と表示する。 | 現状に合わせて表記整備 ・フイー⇒フィー ・The Japan Muscular⇒ Japan Muscular |
| 2 | | 当法人は、神経・筋疾患に関する知識・病態についての社会啓発とその研究促進による国民の健康に寄与するとともに、神経・筋疾患患者・家族の福祉の向上並びに療養生活の向上等各種の課題解決を支援することを目的とする。 | 当法人は、神経・筋疾患に関する知識・病態についての社会啓発とその研究促進による国民の健康に寄与するとともに、神経・筋疾患患者・家族の福祉の向上並びに生活の質の向上等各種の課題解決を支援することを目的とする。 | 現状、家族の支援も目的としているため、表現変更 療養生活⇒生活の質 |
| 5 | 1 | 正会員この法人の目的に賛同して入会した神経筋疾患患者・家族及び家族であった者並びにこの法人の事業推進に多大の支援協力をしている医療関係者学識経験者であって理事会が推薦する者。 | 正会員この法人の目的に賛同して入会した神経筋疾患患者・家族及び家族であった者並びにこの法人の事業推進に多大の支援協力をしている医療関係者・学識経験者であって理事会が推薦する者。 | 表記整理 医療関係者学識経験者⇒医療関係者・学識経験者 |
| 6 | 2 | (追加) | 名誉会員として入会するものは、社員総会の承認を受けなければならない。その承認があったときに名誉会員となる。 | 名誉会員については、5条3項の推薦に関する記載のみだったため、入会に関する記載を追加。 |
| 8 | 3 | 成年被後見人または被保佐人になったとき。 | (削除) | 資格喪失要件から削除 参考「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」 |
| 10 | | 会員は、いつでも任意に退会することができる。この場合、退会する旨書面または <u>口答</u> で通告しなければならない。 | 会員は、いつでも任意に退会することができる。この場合、退会する旨書面または <u>口頭</u> で通告しなければならない。 | 表記整備 口答⇒口頭 |
| 11 | | 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の <u>特別決議</u> によって除名することができる。この場合、その会員に対して弁明の機会を与えなければならない。 | 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の <u>第18条第2項の社員総会の決議</u> によって除名することができる。この場合、その会員に対して弁明の機会を与えなければならない。 | 表現整備 いづれ⇒いずれ 根拠明記 特別決議⇒第18条第2項の社員総会の決議 |
| 18 | | 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の <u>3分の2以上</u> に当たる多数をもって行う。 | 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の <u>過半数</u> に当たる多数をもって行う。 | 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」49条1項の基準に合わせて変更 |
| 24 | 2 | 2. 副理事長は、理事長を補佐する。 | 2. 副理事長は、理事長を補佐する。 理事長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代行する。副理事長が複数の場合は予め理事会が決めた順序による。 | リスクマネジメントのため表記追加 |
| 27 | 2 | 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、 <u>総正会員の半数以上</u> であって、 <u>総正会員の議決権の3分の2以上</u> に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。 | 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、 <u>第18条第2項の決議</u> による。 | 表記の簡素化 |

| 条 | 項 | 変更前 | 変更案 | 変更の趣旨・目的 |
|----|---|--|--|--|
| 39 | 1 | 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし一般社団・財団法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りではない。 | 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし一般法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りではない。 | 表記統一 |
| 44 | 3 | 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値の内重要なものを記載した書類 (4) その他法令で定める帳簿及び書類 | 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、 <u>第50条の規定に従い公開する。</u> (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値の内重要なものを記載した書類 (4) その他法令で定める帳簿及び書類 | 50条の情報公開規程にまとめ、個人情報保護の観点から「一般閲覧」表記を削除。 |
| 45 | | この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。 | この定款は、社員総会において第18条第2項の決議をもって変更することができる。 | 表記の簡素化 |
| 46 | | 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により解散することができる。 | 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において第18条第2項の決議により解散することができる。 | 表記の簡素化 |
| 47 | 2 | (追加) | 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。 | 非営利法人の要件を満たすために追記 |

以上